

# 官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第1回）

資料 1

## 次 第

令和2年11月6日(金)11:00～13:00  
TKP 新宿カンファレンスセンター 開催

- 1 開会
- 2 官民連携データプラットフォームの事業や前提事項の説明（資料3）
- 3 官民連携データプラットフォーム ポリシー案論点ディスカッション（資料3及び4）
- 4 今後の進め方（資料3）
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 第1回委員会 次第
- 資料2 第1回委員会 委員会 設置要綱、委員名簿、事務局名簿
- 資料3 事務局説明資料
- 資料4 - 1 プライバシーポリシーに関する論点
- 資料4 - 2 規約（データ利用者向け）に関する論点
- 資料4 - 3 規約（データ提供者向け）に関する論点
- 資料4 - 4 東京都個人情報保護に関する条例

# 官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会

資料 2

## 委員会 設置要綱

令和2年10月26日制定 2戦戦総第673号

### (名称)

第1条 本会は、官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、官民連携データプラットフォームの構築、関連するスマートサービスの実施などにあたって、データの適切な情報の取扱いと利活用促進を両立させるため、データの収集や提供・利活用に係る基本的なポリシーの策定に向け、専門家や業界団体等から多様な意見を聴取することを目的に設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、別紙の委員会メンバーをもって組織する。

2 委員長は、メンバーの互選により定める。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 委員会の資料及び議事録については、原則として公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、戦略政策情報推進本部戦略事業部総務課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

# 官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第1回）

資料 2

## 委員名簿

（敬称略）

《五十音順》

中央大学国際情報学部 教授	<small>いしい かおり</small> 石井 夏生利
ひかり総合法律事務所 弁護士	<small>いたくら よういちろう</small> 板倉 陽一郎
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）常務理事	<small>さかした てつや</small> 坂下 哲也
一般社団法人ECネットワーク 理事	<small>さわだ としこ</small> 沢田 登志子
東京大学大学院法学政治学研究科 教授	<small>ししど じょうじ</small> 穴戸 常寿
三浦法律事務所 弁護士	<small>ひおき とみみ</small> 日置 巴美
英知法律事務所 弁護士	<small>もり りょうじ</small> 森 亮二

# 官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会（第1回）

資料 2

## 事務局名簿

東京都 戦略政策情報推進本部 本部長	てらさき ひさあき 寺崎 久明
東京都 戦略政策情報推進本部 戦略事業部 事業調整担当部長	たかはし はなつ 高橋 葉夏
東京都 戦略政策情報推進本部 戦略事業部 事業調整担当課長	いとう けんご 伊藤 健悟